履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| こころの健康総合  センター | エレベーター整備保守点検業務ほか２件の業務委託（以下１から３）において、当該契約書第８条で定める点検整備業務計画書の提出を受けず承諾手続を行っていなかった。  １　エレベーター設備保守点検業務委託  (1)　契約期間：平成24年４月１日～平成27年３月31日  (2)　契約金額：1,007,424円  ２　中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務委託  (1)　契約期間：平成24年４月１日～平成27年３月31日  (2)　契約金額：1,001,700円  ３　自家用電気工作物保安管理業務委託  (1)　契約期間：平成24年４月１日～平成27年３月31日  (2)　契約金額：702,144円  また、「１　エレベーター設備保守点検業務委託」においては、当該契約書第10条に定める管理技術者の氏名等及び同第11条に定める技術者の氏名の届出を受けておらず、「２　中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務委託」においては、当該契約書第10条に定める管理技術者の氏名等の届出を受けていなかった。 | 【是正を求めるもの】  委託契約書に基づく点検整備業務計画書を承諾する手続等を欠いている。  委託契約書に基づく手続を徹底するとともに、履行確認のルール等を十分理解し、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【エレベーター整備保守点検契約書】  【中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務契約書】  【自家用電気工作物保安管理業務】  （点検整備業務計画書）  第８条　受注者は、仕様書に基づき、この契約締結時に点検整備業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。 | | 【エレベーター整備保守点検契約書】  【中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務契約書】  （受注者の管理技術者）  第10条　受注者は、業務の指揮監督をするため、管理技術者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結後速やかに発注者に届け出なければならない。これらの者を変更した時も、同様とする。 | | 【エレベーター整備保守点検契約書】  （技術者の届出）  第11条　受注者は、技術者の氏名を発注者に書面で届け出なければならない。技術者を変更したときも、同様とする。 | | 指摘を受けた事項について、委託業者から点検整備計画書等の提出を受けた。  今後は委託契約書に基づく手続の徹底を図る。 |

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| こころの健康総合  センター | 出張として取り扱うべき一般健康診断受診について、本人の誤った職務専念義務免除の願い出をそのまま承認していた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員名 | 日付 | 職務専念義務免除願の理由 | | 職員Ａ | 平成25年７月17日 | 本庁での職員健診 | | 【是正を求めるもの】  職員健康管理事業における「服務の取扱い」に違反している。  速やかに是正措置を講じるとともに、服務管理について適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | * 職員健康管理事業における「服務の取扱い」一覧表（知事部局）   （平成25年４月１日）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 健康診断等の種類（区分） | | 取扱い（受診に要する時間） | | | | １次検診 | ２次検診  [精密検査] | 管理検診 | | 一般定健 | 一般定期  健康診断 | 出張 | 出張 | 出張 | | （以下略） | | | | | | | 職員健康管理事業における「服務の取扱い」に基づき、出張に訂正を行うなど、必要な是正措置を行った。  今後は、適正な服務管理の徹底を図る。 |

通勤手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| こころの健康総合  センター | 進行方向にある駅（自宅から約1.2㎞）を利用した方が経済的かつ合理的と認められるにもかかわらず、進行方向と逆方向にある駅（自宅から約1.1㎞）を最寄駅として申請し、同経路で認定され、通勤手当が過払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払額 | | 平成24年４月～平成26年３月 | 500,280円 | 482,760円 | 17,520円 | | 【是正を求めるもの】  速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【職員の通勤手当に関する規則】  第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。 | | 当該職員は平成26年４月１日付けで異動しているため異動先に連絡を行った。  今後は、通勤手当認定事務の適正な執行を図る。 |

管外旅費の支給事務等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| こころの健康総合  センター | １　支出命令者は、管外旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算させなければならないが、概算払いを受けた者が精算を行わず、支出命令者が本人に確認したうえで、30日を超えて精算を行っていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 | | 研修出席 | 平成25年６月13日～14日 | 36,120円 | 平成26年１月22日 | | 研修出席 | 平成25年６月26日～27日 | 36,740円 | 平成26年１月22日 | | ひきこもり地域支援 | 平成25年７月23日 | 29,240円 | 平成26年１月22日 | | 研修出席 | 平成25年８月19日～22日 | 53,280円 | 平成26年１月22日 | | その他 | 平成25年10月24日 | 5,840円 | 平成26年１月22日 | | 研修出席 | 平成25年10月24日 | 6,060円 | 平成26年１月22日 | | 精神医療審査会 | 平成25年10月26日 | 28,340円 | 平成26年１月22日 | | 精神医療審査会 | 平成25年10月26日 | 28,780円 | 平成26年１月22日 | | 研修出席 | 平成25年11月４日～６日 | 44,680円 | 平成26年１月22日 | | 会議出席 | 平成25年11月11日 | 28,020円 | 平成26年１月22日 |   ２　管外旅費の確定後30日を超えて精算を行っていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 | | 研修出席 | 平成25年８月26日～30日 | 59,980円 | 平成25年10月24日 | | 【是正を求めるもの】  　大阪府財務規則第47条の規定に違反している。  概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条 　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  (1) 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | | 会計局実施の会計事務研修への参加や職場内研修を実施し、概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図った。  今後も、適正な事務処理に努める。 |